行財政改革の推進体制の概要

意見、助言等

推進状況報告

行財政改革推進委員会

- 1 委員会の組織
 - (1) 委員長(委員互選)
 - (2) 委員 12名程度
 - (うち2名公募)
 - (3) 任期 2年(再任可)
- 2 委員会の所掌事務
 - (1) 行財政改革の推進に関する重要事項について調査審議し、行財政改革推進本部に意見を述べること。
 - (2) 行財政改革の推進状況について、行財政改革推進本部に必要な助言等を行うこと。
- 3 会議の招集 委員長

1 推進本部の組織

(1) 本部長

知 事

行財政改革推進本部

(2) 副本部長

副知事

(3) 本部員

地域県民局長、部長、 行政改革・危機管理監、 エネルギー総合対策局長、 出納局長、病院事業管理者、

教育長、警察本部長

- 2 推進本部の所掌事項
 - (1) 行財政改革大綱の策定及び実施に関 すること。
 - (2) 行財政改革大綱の進行管理に関すること。
 - (3) その他行財政改革に係る重要事項に 関すること。
- 3 会議の招集 本部長
- 4 会議の出席者 本部長、副本部長、本部員、 総務部次長、本部長が命じた職員

行財政改革推進本部幹事会

- 1 幹事会の組織
 - (1) 会 長 行政改革・危機管理監
 - (2) 副会長 総務部次長
 - (3) 幹事

各部局主管課長、

地域県民局地域連携部長、

財政課長、人事課長、

行政経営推進室長

- 2 幹事会の所掌事項
 - (1) 行財政改革推進本部会議に関する事 務の整理に関すること。
 - (2) その他行財政改革の推進に関する調査検討等に関すること。
- 3 会議の招集

会長

4 会議の出席者 会長、副会長、幹事、 会長が命じた職員